

「資格確認書等」の一斉更新の時期です

■資格確認書等の更新について

現在交付されている被保険者証は8月1日(金)以降は使用できなくなります。マイナ保険証(健康保険証として利用登録されているマイナンバーカード)の保有状況などに応じて「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中に郵送します。

・マイナ保険証を保有していない人

世帯主宛に「資格確認書」を簡易書留で郵送します。

資格確認書の有効期限は「令和8年7月31日(金)」です。有効期限内に高齢受給者証の対象になる人(70歳到達)や、後期高齢者医療制度に移行する人(75歳到達)は、有効期限が異なる場合がありますのでご注意ください。

8月1日(金)以降に医療機関などに受診する際は、「資格確認書」を受付で提示してください。

・マイナ保険証を保有している人

世帯主宛に「資格情報のお知らせ」を普通郵便で郵送します。

70歳未満の人の資格情報のお知らせの有効期限はありませんので、大切に保管してください。

70歳以上の人の資格情報のお知らせの有効期限は「令和8年7月31日(金)」です。有効期限内に後期高齢者医療制度に移行する人(75歳到達)は、有効期限が異なる場合がありますのでご注意ください。

8月1日(金)以降に医療機関などに受診する際は、「マイナ保険証」を受付の端末にて読み取りを行ってください。

社会保険などに加入した場合、保険が自動で切り替わることはありません。既に社会保険などに加入した人の資格確認書などが届いた場合、速やかに国民健康保険の資格喪失手続きを行ってください。

■限度額適用・標準負担額減額認定証について

マイナ保険証を保有している人は、「国民健康保険限度額適用認定証」および「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の事前申請は不要です。

マイナ保険証を保有していない人は申請が必要です。8月1日(金)以降も必要な場合は申請をしてください。

マイナ保険証を利用すれば、限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

介護予防事業 通所型サービス「元気が出る学校」



日常生活の中で、転倒に対する不安や昨年と比べて外出の頻度が減った、わけもなく疲れた感じがするなど、からだの衰えを感じていませんか？

村では、通所型サービスとして「元気が出る学校」を実施しています。からだやこころの現状を捉えて、専門家による介入(理学療法士、作業療法士、栄養士、歯科衛生士、看護師など)の下、週1回、4カ月間参加していただきます。栄養に関するお話や自宅でできる筋力運動の方法など、生活に活かせる知識や技術を習得できます。1回の利用料は参加費300円、昼食代600円(合計900円)です。希望によりご自宅までの送迎も行っています。

興味のある人は、地域包括支援センターまでお問い合わせください。